

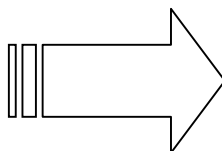
市民農園（区画貸し農園）の開設について

遊休荒廃農地、または、発生防止に市民農園として活用してみませんか・・・

遊休荒廃農地



市民農園開設



特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（以下、特定農地貸付法という。）の改正により（H17.9.1施行）農地を所有している方またはNPOや企業等の農地を所有していない方でも市民農園（区画貸し農園）を開設者の自己責任において開設することができるようになりました。

1. 特定農地貸付とは

農地の貸付で、次の要件に該当するものを言います。

- （ア）1人あたり10a未満の貸付であること。
- （イ）複数の者を対象としていること。
- （ウ）協定内容に基づいて行われること。
- （エ）営利を目的としない農作物の栽培であること。
- （オ）貸付期間が5年を超えないこと。

2. 制度のメリット

特定農地貸付法を利用すると、次のようなメリットがあります。

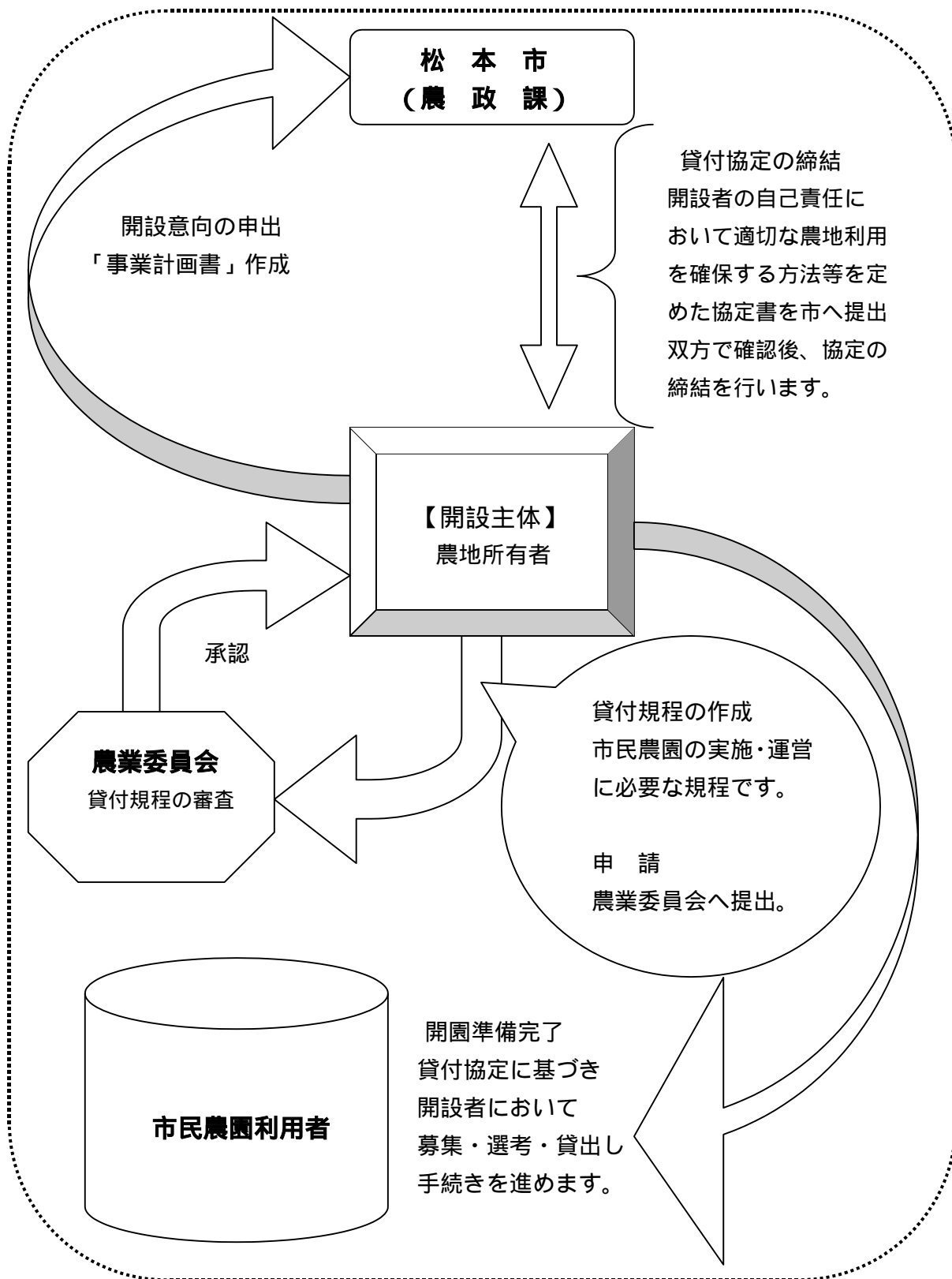
- （ア）農地法の権利移動の許可等が不要。
- （イ）農地を農地として維持することができる。
- （ウ）将来的に自作農地に戻ることができる。
- （エ）協定書に基づいて貸し借りが行われるため、貸借条件が明確となる。

3. 制度のデメリット

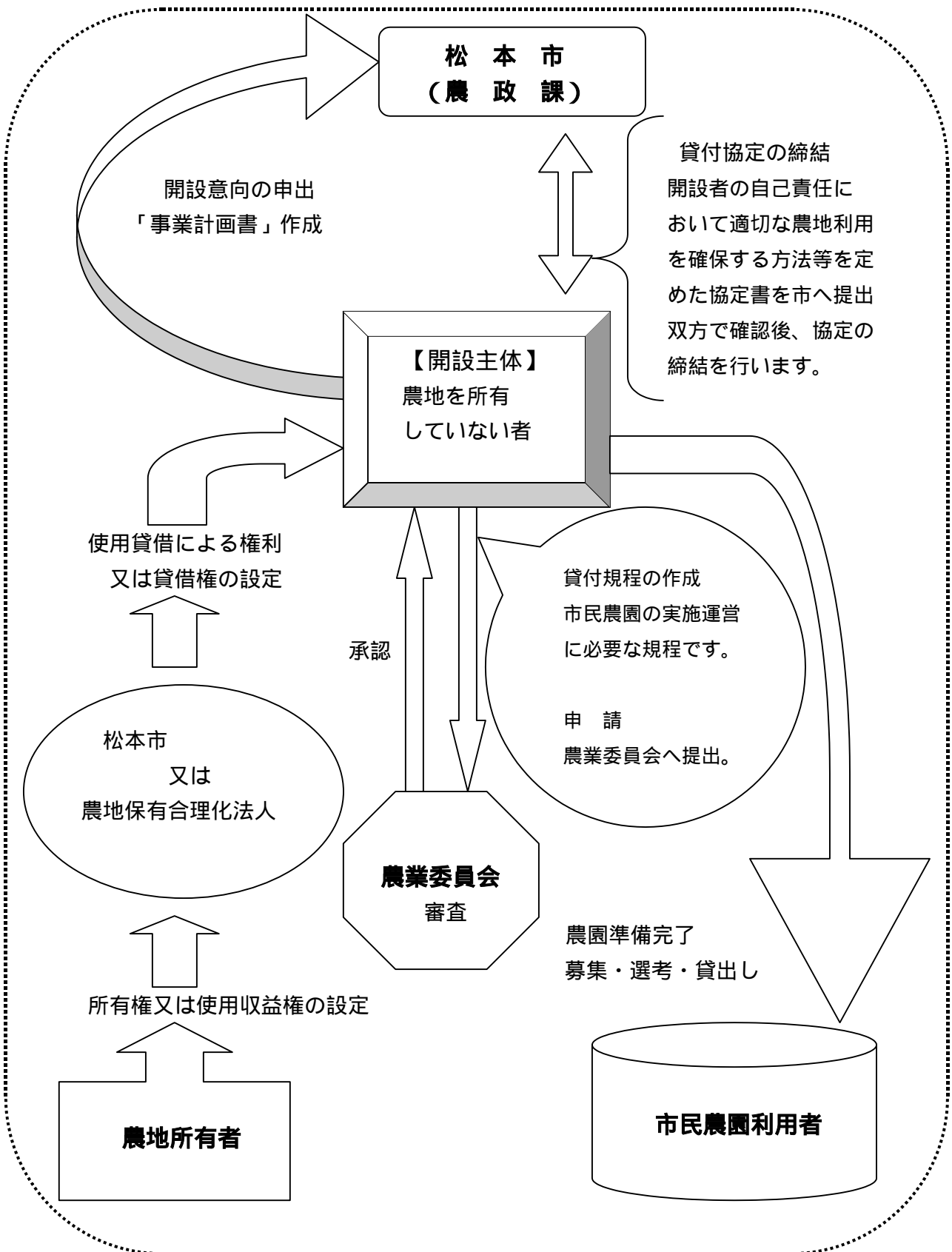
- （ア）営利目的の栽培ができない。
- （イ）小区画である。
- （ウ）貸付期間が5年以内。

4. 特定農地貸付法のしくみ

(ア)「農地を所有している者の場合(農家等)」



(イ)「農地を所有していない者の場合(NPO・企業等)」



5. 市民農園開設までの手続き

特定農地貸付法を利用するためには、次の ~ の順で手続きを進めていきます。

開設意向の申し出

特定農地貸付法を利用するためには、いくつかの手続きが必要となりますが、まずは農政課までご相談ください。その後の作業を円滑に進めるために、どのような農園を開設したいのか「市民農園事業計画書」を作成します。

また、遊休荒廃農地の復元後に、市民農園の開設を希望される申請者につきましては、「遊休荒廃農地対策事業補助金交付申請書」の作成も必要になりますので遊休荒廃農地の復元前にご相談ください。

(補助対象者として市長が認めた者のみ必要となります。)

【市民農園事業計画書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1

【松本市遊休荒廃農地対策事業補助金交付申請書】・・・様式 2

貸付協定の締結

市民農園事業計画書の内容に基づき、適切な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を農政課と開設者との間で締結します。

(ア) 貸付協定例 1

【自らが所有する農地で市民農園を開設する場合】・・・様式 3

(イ) 貸付協定例 2

【借り受けた農地で市民農園を開設する場合】・・・・・・・・・・様式 4

貸付規定の作成

市民農園事業計画書の内容に基づき、次に掲げる市民農園の実施・運営に関して必要な事項を定めた貸付規定を作成します。

(ア) 農園(農地)の所在、地番及び面積

(イ) 募集及び選考の方法

(ウ) 貸付条件

(エ) 農園の管理・運営方法

(オ) 当該地についての権利の種類

【松本市特定農地貸付規程】・様式 5

【特定農地貸付規定 例】・・・様式 6

農業委員会に承認申請書提出 【特定農地貸付け承認申請書】・・・様式 7

「特定農地貸付けの承認申請書」に貸付協定と貸付規程を添えて松本市農業委員会に提出します。

農業委員会による承認

農業委員会では次の項目について審査します。

- (ア) 周辺農地の効率的な利用等の見地から申請地が適切な位置にありかつ妥当な規模を超えないこと。
- (イ) 募集及び選考方法が公平かつ適正なものであること。
- (ウ) の(ウ)～(オ)が有効かつ適切なものであること。
- (エ) 小作地でないこと。

開設準備完了

貸付協定及び貸付協定に基づき、開設者において募集・選考・貸し出しの手続きを進めてください。

